

平成30年度補助金モニタリングシート

1 補助金等の概要

部 課 名	福祉保健部介護福祉課							
予 算 科 目	款	項	目	大 事 業	大 事 業 名 称			
	03	03	04	001	任 意 事 業 費			
	中 事 業	中 事 業 名 称		節	細 節	細 々 節	細 々 節 名 称	
	01	経 常		19	03	01	成 年 後 見 制 度 利 用 助 成 金	
補助金等の名称	成年後見制度利用助成金							
補助金等の区分	行政補完的補助金	○	政策的補助金		その他		交付開始年度 平成24 年度	
補助金等の形態	個人補助	○	事業補助		団体運営補助		その他	
支出先名称	当該年度に申請のあった、成年後見人・保佐人・補助人							
会 計 年 度	(予算・決算) 額	財源内訳						
		特定財源			一般財源			
		国庫支出金	都支出金	その他	特財に伴う一般財源	一般財源		
30年度	2,940	1,132	566		1,242			
29年度	1,842	718	359		765			
根拠法令等 (名称及び条文の抜粋)								
法 令 等	(国) 介護保険法第115条の45第2項第5号 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他これらを促進する事業 (国) 地域支援事業実施要綱 別記6任意事業 (3) その他の事業 ア成年後見制度利用支援事業 市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。							
市条例・要綱等	東久留米市高齢者の成年後見制度利用支援事業実施要綱							
目的及び効果	判断能力が不十分な65歳以上の高齢者が、成年後見制度を利用することにより自己決定権を保持し、尊厳ある生活を続け、自立した日常生活を支援することが目的である。経済的な理由で成年後見人等へ報酬を支払うことが出来ない者に対し、市が報酬を助成することで、成年後見制度の利用が促進され、必要な人に制度が行き届く効果がある。							

2 共通業務運用指針に示す既存補助金制度の見直しに関する事項

補助金等の支出が客観的に見て公益上妥当でない	はい		いいえ	○
社会背景等の変化により、補助対象となっている事業が市の役割や守備範囲を越えてしまっている	はい		いいえ	○
支出の根拠が明確でない	はい		いいえ	○
補助対象事業がすでに当該団体の事務として同化・定着している (注)	はい		いいえ	○
類似の事業が民間等で行われている	はい		いいえ	○
交付の期間が継続して3年以上である (注)	はい	○	いいえ	
国・東京都等の制度に連動した補助金制度で、終期をその基となる制度に合わせていない	はい		いいえ	○

注：複数の団体が存在する場合、1団体でも該当があれば「はい」の扱いにしている。

3 業務委託について

業務委託の可能性	有り	
	無し	○

4 所管課所見欄

上記2及び3に対する所管課見解
<p>当該助成金は、判断能力が不十分な高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活を継続していくことができるようにする目的で設置している。生活保護世帯や非課税世帯等、経済的な理由で成年後見人等への報酬を支払うことが出来ない方に、当該助成金を利用いただくことで、成年後見制度利用の一助となり、高齢者の権利擁護に繋がるため、公益上妥当であると言える。</p> <p>成年後見人等の報酬助成は、国が定める地域支援事業実施要綱の中で任意事業として位置づけられており、東京都内24市中20市が同様の事業を実施している。市の役割や守備範囲を越えていることはない。支出の根拠も、要綱に対象者や金額を定めており、申請時に家庭裁判所からの報酬付与の審判書謄本も提出頂いた上で、支払額を決定しており、明確である。</p> <p>当該助成金の対象者は、成年後見制度の市長申立てを行った方となる。市長申立てを行った事で、助成金の対象となった以上、助成金支出部分だけ業務委託を行うのは、公益上望ましくなく、市で助成金支出まで一括して行うことが望ましい。</p>
31年度以降の方向性
<p>平成29年度からは、平成28年度より一定の研修を受けた市民が後見人となる市民後見人制度が社会福祉協議会にて本格実施となったことから、報酬種別に市民後見人の枠を追加した。市長申立ての審判を受けるケースの増加により、当該補助金の申請も今後増加していくことが予測される。このため、今後も補助を継続していく。</p>